

1. 緑地保全の現状

本市は山地・丘陵や台地など多様な地形や植生など豊かな自然環境をもち、緑地が市域の約6割を占める市内でも有数のみどりが多く残る地域です。

本市の定住意向の理由として「緑が多く自然に恵まれている」という回答が25年度市政世論調査でもトップを占め（59.5%）市民のみどりに対する要望が強いことが表れています。

また、みどりは、私たち市民にやすらぎや、うるおいをもたらすだけでなく、健全な水循環系の構築や地球温暖化の防止など多面的な機能を持っています。また、木質バイオマスとして、化石燃料に代わる災害時のエネルギー源としても注目されています。

現在、市街地を取り巻く森林・樹林地・農地は、農林業従事者の高齢化・後継者不足で管理が充分に行き届かないことや開発などにより土地が改変されています。本市のみどりの移り変わりを樹林地率でみると、昭和45年に61%を占めていましたが、平成19年には47.1%まで減少し、全体的にみどりの減少が進んでいます。

本市において、樹林地や森林、農地などを含む緑被率は現状で61%（平成19年調査）となっています。市街地開発が進展する中、現在の緑地の水準を確保することが急務となっており、21年度に策定された「みどりの基本計画」では、10年後も同様の水準を保つことを目標としています。

また、市内の緑地には希少な動植物が生息している情報も寄せられており、環境的価値に着目するとともに、生物多様性の観点から貴重な緑地を市の緑地保護地区および斜面緑地保全区域、都の緑地・里山の保全地域に指定し、その保全を図っています。

—八王子市のみどりの移り変わり—

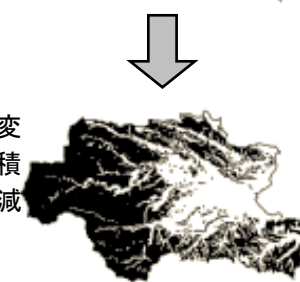
①大正 10(1921)年
65%の樹林地率



②昭和 29(1954)年
68% / 戦争や養蚕業の衰退により桑畑が減り、薪炭林に転用されたため、周辺部の平坦地に雑木林が多くなった



③昭和 45(1970)年
61% / 樹林地は市街地に変化する傾向が強まり、市面積の約7%にあたる樹林が減少した



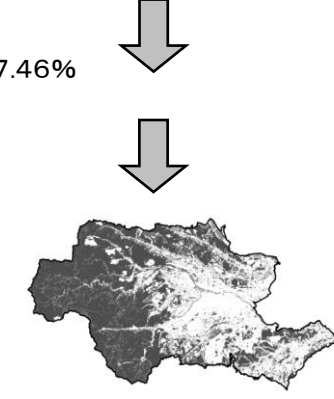
④昭和 54(1979)年…58% / 美山・小津地区の採石場、加住地区の住宅開発などの影響で大規模に改変された



⑤平成 2(1990)年
51% / ニュータウンをはじめ、住宅地、墓園、大学等の面的整備による大規模改変が進められた

⑥平成 9(1997)年…47.46%

⑦平成 19(2007)年
47.10% / 住宅開発等により年々減少した



2. 緑地保全の取り組み

(1) みどりを保全する施策

ア. 市街地に残る斜面緑地の保全

市街地にある丘陵地の斜面に残る緑地のみどりを市、市民、事業者および土地所有者が一体となって保全していくため、それぞれの責務を明らかにするとともに、保全すべき緑地の指定とこれに伴う支援や緑地の管理の基本的事項を定めた「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を17年3月28日に制定しました。また、その施策の実現を図るため「緑化基金条例」を改正し、「みどりの保全基金条例」として17年3月8日に制定・施行しました。

(ア) 条例に基づく施策

市街地にある丘陵地、特に斜面に残る緑地は近年の宅地化などにより徐々に減少しており、その保全に取り組んできましたが、法令や都条例等による十分な保全措置がとれないため、この貴重なみどりを守っていくことが非常に困難となっていました。

これらの斜面緑地のみどりは、わたしたちの身近な生活圏内にあり、その自然の景観は心を豊かにするだけでなく、それと深いかわりを持つ動植物の生息地となっており、また、木々による環境浄化作用を通して健康保持にも大きな役割をもっています。



市街地に残る貴重なみどり

そこで、これらの役割を「みどりを持つ環境的な価値」と考え、残り少なくなっている斜面緑地のみどりを保全

できるような新たなしくみづくりに取り組み「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を17年7月1日に施行しました。

この条例により、法律やこれまでの条例等では保全しきれなかった緑地を守っていきます。

—条例の特徴—

- (1) 公募市民や学識経験者などで組織する委員会と市民の意見を反映して、斜面緑地保全区域を指定
- (2) みどりの環境的な価値に相当した支援
- (3) 保全区域内の行為（伐採等）の届出の義務化
- (4) みどりの保全基金の活用
- (5) 斜面緑地のみどりの保全を目的に活動する団体などの支援、育成

この条例に基づき、斜面緑地保全区域の指定拡大を行い、その内容は下記のとおりです。

指定日	指定面積	指定内容
H18. 4. 1	107,542.05㎡	緑地保護地区からの移行
H18. 6. 20	3,778.00㎡	追加指定：金比羅斜面緑地保全区域
H19. 2. 14	81,056.03㎡	追加指定：谷野斜面緑地保全区域 新規指定：宇津木、暁町ひよどり山、石川天野、十二社、長沼、下柚木、大石やかた、川口さげ坂、石川田島、横川西、石川高倉野、打越大畑、館町和田および三田斜面緑地保全区域
H19. 11. 29	13,347.00㎡	新規指定：小宮八ヶ上斜面緑地保全区域
H20. 2. 29	36,536.00㎡	追加指定：片倉および打越大畑斜面緑地保全区域 新規指定：片倉時田上、西中野甲ノ原および館町尾崎斜面緑地保全区域
H21. 3. 18	35,436.62㎡	新規指定：中山、川口中部、館町日向四ツ谷、櫛田大巻、元八王子松子前、元八王子八幡宿、小比企杉之下および大和田山之上斜面緑地保全区域
H22. 3. 31	10,012.66㎡	新規指定：石川宮下、暁町馬場谷戸斜面緑地保全区域
H23. 3. 10	3,670.10㎡	新規指定：堀之内山神、寺田斜面緑地保全区域
H24. 3. 31	8,046.00㎡	追加指定：西中野甲ノ原斜面緑地保全区域
H26. 3. 31	24,680.86㎡	追加指定：谷野、打越大畑斜面緑地保全区域 新規指定：大塚、横川上横川、川町橋通および檜原前川原斜面緑地保全区域

指定地域は年度末現在で42ヶ所、指定面積は298,770.39㎡となっています。

(イ) みどりの保全基金の活用

市街地の丘陵地に残る緑地など、市民共有の貴重な財産であるみどりの保全と中心市街地などの緑化を推進するため「緑化基金条例」を改正し「みどりの保全基金」を制定しました。基金の財源として、開発行為による植樹委託金などを繰入れ、基金の充実を図っています。引き続き市のホームページなどを通して、保全基金の活用を紹介しながら周知に努めていきます。

(ウ) グリーンマッチング八王子の取り組み

「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき指定された斜面緑地保全区域内において、所有する緑地の維持管理・活用のお手伝いを希望する土地所有者と、緑地で活動したい・手伝いをしたいという保全団体を、八王子市が仲介となって引き合わせ、三者が連携して緑地の保全をしていく制度です。土地所有者は活動場所の提供と活動に必要な保全活

動協力金の提供を、保全団体は保全活動協力金を活かして保全活動の実施を、八王子市は総合的な調整、技術的指導、専門的助言、道具提供、傷害保険の加入等の支援をそれぞれの役割としています。25年度末現在で、三つの協定により、約5,900㎡の緑地がこの制度により維持管理されています。今後も土地所有者への制度の周知により活動範囲を拡大していきます。

イ. 緑地保護地区の指定

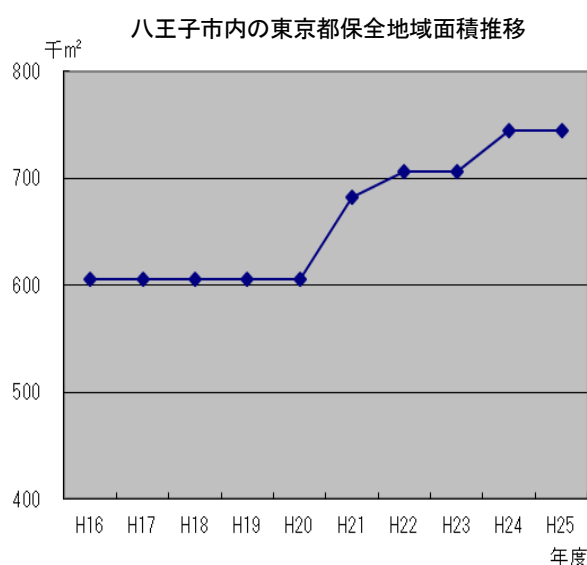
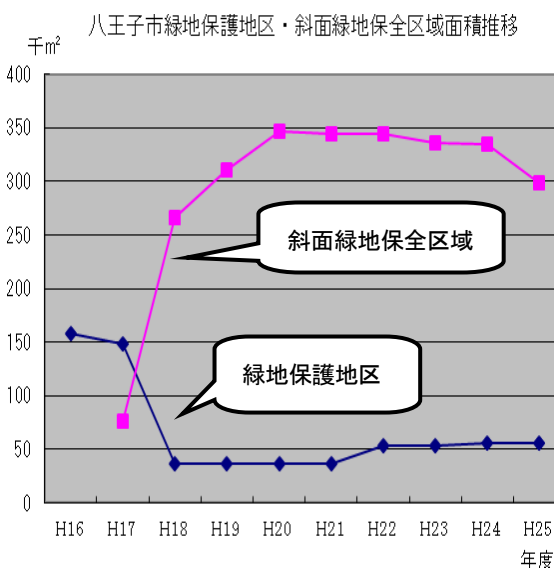
緑地保護地区は「八王子市緑化条例」に基づき土地所有者と一定期間の協定を結び、当該地区に指定することで民有の樹林地の保全を図るもので、維持管理経費の一部を補助し適正な管理を行うとともに伐採などの行為については届け出を義務付けています。

25年度末現在で5ヶ所、総面積56,333㎡が指定されています。

ウ. 都の保全地域の指定

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、樹林地、水辺地等が単体または一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な区域を保全地域に指定し都民の大切な財産として未永く残していこうとしています。

25年度末現在で14ヶ所、総面積744,614.88㎡が指定されています。



エ. 多摩の森林再生事業

森林の働きを回復させるため、都と森林所有者の間で協定を結び、手入れが行われず荒廃しているスギ・ヒノキの人工林の間伐を、市が受託し実施しています。

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
間伐実施面積 (ha)	30.1	29.9	10.34	44.42	16.35

オ. 生産緑地地区のみどり

市街化区域内の農地は、新鮮・安全な作物の供給とともに災害時の防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、環境保全機能、都市にうるおいを与える機能など多面的な機能を担っています。指定面積は少しずつ減少していますが、17年度から生産緑地地区の追加指定を行い、市

街化区域内農地の保全と指定面積の拡大を図っています。

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
指定面積 (ha)	259.7	256.1	253.3	250.9	247.6

カ. 公園のみどり

市民と市の協働による公園の維持活動のあり方を求めて、14年度より公園アドプト制度を導入しました。身近な公園の清掃や除草などをボランティア活動として実施していただくことで美化意識の向上や公園への親しみが増し、また、地域コミュニティの形成などの効果が得られることとなります。

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
参加団体数	206	210	224	226	236

(2) 緑化の推進

ア. 道路の緑化

緑化の推進、騒音の低減、排気ガスの防御等、道路中央部や歩道部への植樹帯の設置など可能な場所への植樹に努めています。

市道の新設にあたっても、可能な場所への街路樹や低木の植栽に努めるとともに、国や都に対しては道路の新設や拡幅などの実施計画の段階で道路の緑化を積極的に行うよう働きかけています。

イ. 生け垣造成の補助

沿道のみどりを増やすため、また、既存塀の生け垣化を図るため、かかった費用の一部を補助しています。25年度は、48件、延長496.05mについて補助を行いました。

なお、視覚によるPRとして、19年度から市役所本庁舎において生け垣の見本を展示しています。景観面や防災面などからの重要性もPRするとともに、イベント時のパンフレット配布をはじめ、新築や増改築の際は生け垣を作るよう今後も普及啓発に努めていきます。



沿道の生け垣化



生け垣見本の展示

ウ. 花づくり事業

八王子駅北口のマルベリーブリッジ上、南口とちの木デッキ上、南大沢駅前歩行者専用道路およびめじろ台駅前広場のプランターに市とボランティアとの協働で四季折々の花を植え、育てる花づくり事業を展開し行き交う多くの人の心を和ませています。



マルベリーとちの木花づくり会による植替え作業

四季の花の選択から植栽のデザイン、維持管理までをボランティアの皆さん（マルベリーとちの木花づくり会、南大沢みどりのサポーターの会およびめじろ台駅前広場花壇の会）が中心となって実施しています。

また、職場体験やインターンシップなど、多くの若者が花づくり事業を体験することで事業周知だけではなく緑化意識の向上などの効果も期待できます。

エ. みどりのカーテン

24年度に引き続き、みどりのカーテンを児童館、小中学校、清掃事業所など、市の施設93ヶ所に設置しました。

みどりのカーテンは、緑化の推進になるとともに、室内の温度上昇を抑える効果があります。

今後、公共施設への設置箇所を増やすとともに家庭への普及・啓発を図っていきます。

（第4節 地球温暖化防止にも掲載）



みどりのカーテン（あったかホール）

3. 評価

ここでは、「みどり」の分野についての評価結果を掲載します。

（評価の方法については14ページを参照）

評価：★★ ほぼ目標を達成した

<市内部での総括評価>

斜面緑地保全区域の新規指定は目標値には届かなかったものの、6カ所、約2.5haについて追加・新規の指定を行ったこと、東京都の保全地域を活用した自然環境学習、保全体験の実施、里山保全地域での「親山里山保全体験講座」など緑地保全に関する意識の向上が図られたものと評価する。

平成25・26年度の2ヶ年に渡る自然環境評価業務委託の着手は、調整区域内の適正な土地利用とみどりの保全を図るための手法の確立に向け成果をあげるものと期待する。

<環境推進会議での相互評価>

市街地内の貴重なみどりを保全するための斜面緑地保全区域の指定は重要であり、引き続き指定面積の拡大に努めていただきたい。なお、みどりの多面的機能を活用するためにも、森林再生事業をはじめ、生産緑地や公園アドプトなどの制度を活用するほか、環境市民会議はもとより、地元の町会・自治会や市民・事業者との協働によるみどりの維持管理が行えるよう、そのしくみづくりに努めていただきたい。